



熊本県公報

第 1 2 3 3 4 号

平成 26 年 7 月 18 日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

○指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者支援課)	2
○道路の区域変更	(道路保全課)	2
○道路の区域変更	(〃)	2
○平成 26 年度予算の要領	(財政課)	3
○指定居宅サービス事業者の指定	(高齢者支援課)	10
○指定介護予防サービス事業者の指定	(〃)	10
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による施術者の指定	(社会福祉課)	10
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による医療機関の指定	(〃)	10
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による医療機関の廃止	(〃)	10
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による施術者の指定	(〃)	11
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による施術者の指定	(〃)	11
○道路の供用開始	(道路保全課)	11
○生活保護法の規定による指定介護機関の指定	(社会福祉課)	11
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による指定介護機関の指定	(〃)	12
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による指定介護機関の変更	(〃)	15
○生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律においてその例によるものとされた生活保護法の規定による指定介護機関の廃止	(〃)	17
○平成 26 年度電気通信工事に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(監理課)	17
○機械系コンピュータ室パソコン等の調達に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等	(管理調達課)	19
○特定計量器定期検査の実施	(産業支援課)	19
公 告		
○熊本県防災行政無線システム再整備工事に係る一般競争入札の実施	(危機管理防災課)	20
○都市計画法による開発行為工事完了公告	(建築課)	25
○機械系コンピュータ室パソコン等の調達に係る一般競争入札の実施	(管理調達課)	25
登 載 依 頼		
○熊本県教育委員会行政文書管理規程の一部を改正する訓令	(教育政策課)	29
○平成 26 年度第 1 回鹿本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の開催	(鹿本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会)	30
○平成 26 年度熊本県高等学校産業教育設備整備事業に係るコンピュータ及び関連機器の借入に関する競争入札に参加する者に関する資格等	(高校教育課)	30
○平成 26 年度熊本県高等学校産業教育設備整備事業に係るコンピュータ及び関連機器の借入に係る一般競争入札の実施	(〃)	31
○第 5 2 回熊本県環境審議会の開催	(環境審議会)	34

告 示

熊本県告示第 7 3 2 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。
平成 2 6 年 7 月 1 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定更新年月日	サービスの種類
株式会社 サン コーライフサポ ート	株式会社 サン コーライフサポ ート ケアサポ ート事業部	熊本県宇土市松 原町 1 2 0 - 2	平成 2 6 年 9 月 1 日	訪問介護

熊本県告示第 7 3 3 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、平成 2 6 年 7 月 1 8 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成 2 6 年 7 月 1 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
主要地方道	芦北坂本 線	葦北郡芦北町大字大尼田字陣 屋 1 3 3 6 番 3 地先から 同所 1 3 4 0 番 1 地先まで	前	5. 4 ～ 14. 7	156. 0	災害防 除
			後	7. 5 ～ 18. 2		

2 区域を変更する期日 平成 2 6 年 7 月 1 8 日

熊本県告示第 7 3 4 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。
その関係図面は、平成 2 6 年 7 月 1 8 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成 2 6 年 7 月 1 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	河陰阿蘇線	阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字大 中野 5 4 8 3 番 4 地先から 同所 5 4 8 3 番 2 地先まで	前	13. 3 ～ 23. 1	12. 0	旧道引 継
				6. 5 ～ 10. 3		
一般県道	河陰阿蘇線	阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字橋 場 5 4 2 3 番 1 地先から	後	13. 3 ～ 23. 1	12. 0	旧道引 継
				14. 2 ～ 47. 2		

	阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字木落 5 5 0 0 番 2 地先まで	前	7.5 ～ 10.8	127.0
		後	10.0 ～ 44.0	71.0

2 区域を変更する期日 平成 26 年 7 月 18 日

熊本県告示第 7 3 5 号

平成 26 年度熊本県の一般会計の補正予算が平成 26 年 6 月定例県議会において次のとおり議決されたので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 219 条第 2 項の規定によりその要領を公表する。

平成 26 年 7 月 18 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

平成 26 年度熊本県一般会計補正予算（第 3 号）

平成 26 年度熊本県の一般会計の補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,667,086 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 736,283,683 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 2 条 債務負担行為の補正は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 地方債の補正は、「第 3 表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 国庫支出金		109,525,686	580,903	110,106,589
	1 国庫補助金	69,828,622	574,272	70,402,894
	2 国庫委託金	1,663,934	6,631	1,670,565
2 繰入金		55,268,799	△ 7,329	55,261,470
	1 基金繰入金	54,594,371	△ 7,329	54,587,042
3 繰越金		178,671	575,320	753,991
	1 繰越金	178,671	575,320	753,991
4 諸収入		34,884,205	123,192	35,007,397
	1 受託事業収入	1,135,008	123,192	1,258,200
5 県債		101,432,000	395,000	101,827,000
	1 県債	101,432,000	395,000	101,827,000
歳入合計		734,616,597	1,667,086	736,283,683

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総 務 費		31,124,670	211,126	31,335,796
	1 企 画 費	7,130,695	211,126	7,341,821
2 民 生 費		93,539,116	377,242	93,916,358
	1 社会福祉費	61,417,570	193,604	61,611,174
	2 児童福祉費	26,808,750	181,038	26,989,788
	3 生活保護費	5,175,568	2,600	5,178,168
3 衛 生 費		55,310,151	△ 406,290	54,903,861
	1 公衆衛生費	36,008,796	△ 411,381	35,597,415
	2 医 薬 費	1,064,184	5,091	1,069,275
4 労 働 費		4,552,315	138,000	4,690,315
	1 失業対策費	2,686,950	138,000	2,824,950
5 農 水 産 業 林 費		64,005,647	649,857	64,655,504
	1 農 業 費	19,206,405	374,424	19,580,829
	2 畜 産 業 費	3,988,023	79,706	4,067,729

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
	3 農地費	18,158,518	81,377	18,239,895
	4 水産業費	6,938,619	114,350	7,052,969
6 土木費		83,210,295	400,000	83,610,295
	1 港湾費	5,322,656	400,000	5,722,656
7 教育費		170,380,639	135,395	170,516,034
	1 教育総務費	31,113,135	135,395	31,248,530
8 災害復旧費		3,359,253	161,756	3,521,009
	1 農林水産業 災害復旧費	1,050,814	161,756	1,212,570
歳出合計		734,616,597	1,667,086	736,283,683

第 2 表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
医療施設耐震化整備事業	平成27年度	498,671 <small>千円</small>

2 変 更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限 度 額	期 間	限 度 額
事務機器等賃借	平成27年度 ～平成33年度	1,489,131	平成27年度 ～平成33年度	1,497,425
	年次別内訳		年次別内訳	
	平成27年度	312,466	平成27年度	320,760
	平成28年度	296,711	平成28年度	296,711
	平成29年度	295,225	平成29年度	295,225
	平成30年度	294,222	平成30年度	294,222
	平成31年度	223,161	平成31年度	223,161
	平成32年度	52,680	平成32年度	52,680
平成33年度	14,666	平成33年度	14,666	

第3表 地方債補正

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
天草空港整備費	千円 300,000	(借入先) 財務省、地方公共団体金融機構、会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券発行(他の地方公共団体との共同発行を含む。) (その他) 工事その他の都合により、一部又は全部を翌年度以降に繰り下げて借り入れることができる。 発行価格が額面金額を下回る時は、その発行差額をうめるため必要な金額を加算した額を限度額とすることができる。	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	据置期間を含め30年以内 半年賦元利均等償還又は元金均等償還、満期一括償還等 ただし、県財政の都合により、繰上償還をなし、又は借換えをすることができる。

2 変 更								
起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
漁 港 国 庫 補 助 事 業 費	千円 643,000	(借入先) 財務省、地 方公共団体金 融機構、会社、 その他	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後に おいては、 当該見直 し後の利 率)	据置期間を 含め30年以内 半年賦元利 均等償還又は 元金均等償還、 満期一括償還 等 ただし、県 財政の都合に より、繰上償 還をなし、又 は借換えをす ることができ る。	千円 687,000	(補 正 前 に 同 じ)		
治 山 災 害 過 年 発 生 国 庫 補 助 事 業 費	16,000	(借入方法) 証書借入又 は証券発行(他 の地方公共団 体との共同発 行を含む。) (その他) 工事その他 の都合により、 一部又は全部 を翌年度以降 に繰り下げて 借り入れるこ とができる。 発行価格が 額面金額を下 回るときは、 その発行差額 をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。			67,000			
計	659,000				754,000			

熊本県告示第736号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成26年7月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人慈正会	ショートステイ 楽洋	天草郡苓北町上津深江230番地1	平成26年7月10日	短期入所生活介護

熊本県告示第737号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成26年7月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人慈正会	ショートステイ 楽洋	天草郡苓北町上津深江230番地1	平成26年7月10日	介護予防短期入所生活介護

熊本県告示第738号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）において準用する生活保護法第49条の規定により施術者を次のとおり指定したので、同法第55条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により告示する。

平成26年7月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（施術者〔柔道整復師〕）

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
井手 啓裕	よかところ整骨院	八代市本町二丁目3番15号	平成26年6月16日

熊本県告示第739号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第49条の規定により指定医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成26年7月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（歯科）

医療機関名称	医療機関所在地	指定年月日
やまだ歯科医院	八代市鏡町内田270番地1	平成26年3月1日

熊本県告示第740号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により次の指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成26年7月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(歯 科)

医療機関名称	医療機関所在地	廃止年月日
やまだ歯科医院	八代市鏡町内田270番地1	平成26年2月28日

熊本県告示第741号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）において準用する生活保護法第49条の規定により施術者を次のとおり指定したので、同法第55条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により告示する。

平成26年7月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(施 術 者 [柔 道 整 復 師])

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
市村 謙征	甲斐整骨院 松橋院	宇城市松橋町松橋941番地1	平成26年4月1日
森 康宏	整骨院 元	宇城市松橋町曲野2319番地3	平成26年6月2日

熊本県告示第742号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）において準用する生活保護法第49条の規定により施術者を次のとおり指定したので、同法第55条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。）の規定により告示する。

平成26年7月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(施 術 者 [柔 道 整 復 師])

施術者の氏名	施術所の名称	施術所の所在地	指定年月日
西山 宗慶	ひなぐ接骨院	八代市日奈久下西町599番地5	平成26年6月2日

熊本県告示第743号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成26年7月18日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成26年7月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備 考
一般国道	445号	上益城郡山都町大字金内字長迫 150番1地先から 上益城郡山都町大字金内字日南嶽 1289番地先まで	231.0	防交安

2 供用を開始する期日 平成26年7月18日

熊本県告示第744号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により指定介護機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2の規定により告示する。

平成26年7月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
デイサービスセンターたかおと 球磨郡球磨村大字神瀬字宮園25-1	社会福祉法人球磨村社会福祉協議会 球磨郡球磨村大字一勝地乙1番地の5	平成26年6月4日

(介護予防通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
デイサービスセンターたかおと 球磨郡球磨村大字神瀬字宮園25-1	社会福祉法人球磨村社会福祉協議会 球磨郡球磨村大字一勝地乙1番地の5	平成26年6月4日

(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (地域密着型介護老人福祉施設))

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
特別養護老人ホーム陽ノ丘荘さくら館 阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字水溜4457番地1	社会福祉法人順和会 阿蘇郡南阿蘇村大字河陽字水溜4463番地	平成26年4月1日

熊本県告示第745号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第1項の規定により指定介護機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成26年7月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
訪問介護ステーション愛敬 宇土市神馬町字日平701番地2	センターガーデン株式会社 宇土市下網田町1876番地2	平成26年6月5日

(訪問看護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
ニチイケアセンターにしき 訪問看護ステーション 球磨郡錦町大字一武1641番地	株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	平成26年6月10日

(通所介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
デイサービス湯の郷てんすい 玉名市天水町小天9278番地1	株式会社湯の郷 玉名市天水町小天9278-1	平成26年6月18日
デイサービスはなむれ 玉名郡和水町萩原73番地1	株式会社福心 玉名郡和水町萩原87番地3	平成26年5月12日

(福祉用具貸与)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
合資会社 ヨコオ家具 阿蘇郡小国町宮原1981番地3	合資会社ヨコオ家具 阿蘇郡小国町宮原1981番地3	平成26年3月1日

(介護予防訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
訪問介護ステーション 愛敬 宇土市神馬町字日平701番地2	センターガーデン株式会社 宇土市下網田町1876番地2	平成26年6月5日

(介護予防訪問看護)

事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
ニチイケアセンターにしき 訪問 看護ステーション 球磨郡錦町大字一武1641番地	株式会社ニチイ学館 東京都千代田区神田駿河台二丁 目9番地	平成26年6月1 0日
(介護予防通所介護)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
デイサービス湯の郷てんすい 玉名市天水町小天9278番地1	株式会社湯の郷 玉名市天水町小天9278-1	平成26年6月1 8日
デイサービスはなむれ 玉名郡和水町萩原73番地1	株式会社福心 玉名郡和水町萩原87番地3	平成26年5月1 2日
(介護予防福祉用具貸与)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
合資会社 ヨコオ家具 阿蘇郡小国町宮原1981番地3	合資会社ヨコオ家具 阿蘇郡小国町宮原1981番地 3	平成26年3月1 日
(居宅介護支援事業者)		
事業所の名称及び所在地	事業者の名称及び所在地	指定年月日
居宅介護支援センターここね 八代市二見本町718番地2	合資会社侑京 八代市二見本町718番地2	平成26年6月1 2日
(訪問看護)		
事業所の名称及び所在地		指定年月日
益城病院 訪問看護ステーション 上益城郡益城町惣領1530番地		平成26年5月9 日
ともち未来病院訪問看護事業所 下益城郡美里町洞岳1308		平成26年5月1 5日
(訪問リハビリテーション)		
事業所の名称及び所在地		指定年月日
独立行政法人地域医療機能推進機構 天草中央総合病院附属介護老 人保健施設訪問リハビリテーションセンター 天草市東町101番地		平成26年6月1 9日
(居宅療養管理指導)		
事業所の名称及び所在地		指定年月日
大串内科 上益城郡嘉島町鯉2789番1号		平成26年5月8 日
アイン薬局 八代店 八代市竹原町字空正1654番地5		平成26年5月1 6日
日本調剤通町薬局 八代市通町8-27		平成26年2月2 1日
本町ごとう歯科 八代市本町4丁目5-24		平成26年5月3 0日
ひまわり薬局 西合志店 合志市須屋2665-4		平成26年5月1 日
(通所介護)		
事業所の名称及び所在地		指定年月日
通所介護事業所オアシス 八代郡氷川町宮原栄久99番地		平成26年6月1 1日
(通所リハビリテーション)		
事業所の名称及び所在地		指定年月日
デイケアセンターまつもと 天草市河浦町河浦3111番地5		平成26年5月2 7日
独立行政法人地域医療機能推進機構 天草中央総合病院附属介護老 人保健施設		平成26年4月1 日

天草市東町101番地 (短期入所生活介護)	
事業所の名称及び所在地	指定年月日
ユニット型泗水苑ショートステイ事業所 菊池市泗水町永1021番地	平成26年6月16日
サテライトしらぬい荘 宇城市松橋町曲野35番地の1	平成26年4月24日
地域密着型 悠清苑 短期入所生活介護事業所 阿蘇郡南小国町大字満願寺5854番地の1 (短期入所療養介護)	平成26年5月23日
事業所の名称及び所在地	指定年月日
独立行政法人地域医療機能推進機構 天草中央総合病院附属介護老人保健施設 天草市東町101番地 (介護予防訪問看護)	平成26年4月1日
事業所の名称及び所在地	指定年月日
益城病院 訪問看護ステーション 上益城郡益城町惣領1530番地	平成26年5月9日
ともち未来病院訪問看護事業所 下益城郡美里町洞岳1308 (介護予防訪問リハビリテーション)	平成26年5月15日
事業所の名称及び所在地	指定年月日
独立行政法人地域医療機能推進機構 天草中央総合病院附属介護老人保健施設訪問リハビリテーションセンター 天草市東町101番地 (介護予防居宅療養管理指導)	平成26年6月19日
事業所の名称及び所在地	指定年月日
大串内科 上益城郡嘉島町鯨2789番1号	平成26年5月8日
アイン薬局 八代店 八代市竹原町字空正1654番地5	平成26年5月16日
日本調剤通町薬局 八代市通町8-27	平成26年2月21日
本町ごとう歯科 八代市本町4丁目5-24	平成26年5月30日
ひまわり薬局 西合志店 合志市須屋2665-4 (介護予防通所介護)	平成26年5月1日
事業所の名称及び所在地	指定年月日
通所介護事業所オアシス 八代郡氷川町宮原栄久99番地 (介護予防通所リハビリテーション)	平成26年6月11日
事業所の名称及び所在地	指定年月日
デイケアセンターまつもと 天草市河浦町河浦3111番地5	平成26年5月27日
独立行政法人地域医療機能推進機構 天草中央総合病院附属介護老人保健施設 天草市東町101番地 (介護予防短期入所生活介護)	平成26年4月1日
事業所の名称及び所在地	指定年月日
サテライトしらぬい荘 宇城市松橋町曲野35番地の1	平成26年4月24日
地域密着型 悠清苑 短期入所生活介護事業所	平成26年5月2日

阿蘇郡南小国町大字満願寺5854番地の1 (介護予防短期入所療養介護)	3日
事業所の名称及び所在地	指定年月日
独立行政法人地域医療機能推進機構 天草中央総合病院附属介護老人保健施設 天草市東町101番地 (地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護)	平成26年4月1日
事業所の名称及び所在地	指定年月日
ユニット型特別養護老人ホーム泗水苑 菊池市泗水町永1021番地	平成26年4月15日
特別養護老人ホーム 悠清苑 阿蘇郡南小国町大字満願寺5854番地の1 (介護老人保健施設)	平成26年4月1日
事業所の名称及び所在地	指定年月日
独立行政法人地域医療機能推進機構 天草中央総合病院附属介護老人保健施設 天草市東町101番地 (居宅介護支援事業者)	平成26年4月1日
事業所の名称及び所在地	指定年月日
居宅介護事業所まつもと 天草市河浦町河浦3111番地5	平成26年6月1日
独立行政法人地域医療機能推進機構 天草中央総合病院附属居宅介護支援センター	平成26年4月1日

熊本県告示第746号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により次の指定介護機関から変更の届出があったので、同法第55条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第55条の2の規定により告示する。

平成26年7月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問介護)

介護機関名称	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
厚生ヘルパーステーション	天草市諏訪町1番1号	事業所所在地		平成26年1月1日
		天草市諏訪町1番21号	天草市諏訪町1番1号	
セントケア合志	合志市幾久富1656番459	事業所所在地		平成26年6月1日
		合志市幾久富1758番地17	合志市幾久富1656番地459	

(訪問看護)

介護機関名称	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
セントケア訪問看護ステーション合志	合志市幾久富1656番456	事業所所在地		平成26年6月1日
		合志市幾久富1758番地17	合志市幾久富1656番地459	

(通所介護)

介護機関名称	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
デイサービスセンター厚生	天草市諏訪町1番1号	事業所所在地		平成25年10月28日
		天草市諏訪町1番21号	天草市諏訪町1番1号	

(福祉用具貸与)

介護機関名称	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
株式会社 心優	球磨郡多良木町大字多良木1029番地5	事業所所在地		平成26年5月1日
		球磨郡多良木町大字久米1215番地	球磨郡多良木町大字多良木1029番地5	

(介護予防訪問介護)

介護機関名称	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
厚生ヘルパーステーション	天草市諏訪町1番1号	事業所所在地		平成25年12月1日
		天草市諏訪町1番21号	天草市諏訪町1番1号	
セントケア合志	合志市幾久富1656番459	事業所所在地		平成26年6月1日
		合志市幾久富1758番地17	合志市幾久富1656番地459	

(介護予防訪問看護)

介護機関名称	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
セントケア訪問看護ステーション合志	合志市幾久富1656番459	事業所所在地		平成26年6月1日
		合志市幾久富1758番地17	合志市幾久富1656番地459	

(介護予防通所介護)

介護機関名称	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
デイサービスセンター厚生	天草市諏訪町1番1号	事業所所在地		平成25年10月28日
		天草市諏訪町1番21号	天草市諏訪町1番1号	

(介護予防福祉用具貸与)

介護機関名称	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
株式会社 心優	球磨郡多良木町大字多良木1029番地5	事業所所在地		平成26年5月1日
		球磨郡多良木町大字久米1215番地	球磨郡多良木町大字多良木1029番地5	

(特定福祉用具販売)

介護機関名称	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
株式会社 心優	球磨郡多良木町大字	事業所所在地		平成26年5

多良木 1 0 2 9 番地 5	球磨郡多良 木町大字久 米 1 2 1 5 番地	球磨郡多良 木町大字多 良木 1 0 2 9 番地 5	月 1 日
---------------------	-----------------------------------	--------------------------------------	-------

(特定介護予防福祉用具販売)

介護機関名称	介護機関所在地	変更事項		変更年月日
		旧	新	
株式会社 心優	球磨郡多良木町大字 多良木 1 0 2 9 番地 5	事業所所在地		平成 2 6 年 5 月 1 日
		球磨郡多良 木町大字久 米 1 2 1 5 番地	球磨郡多良 木町大字多 良木 1 0 2 9 番地 5	

熊本県告示第 7 4 7 号

生活保護法（昭和 2 5 年法律第 1 4 4 号）第 5 4 条の 2 第 4 項において準用する同法第 5 0 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 3 0 号）第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 4 条の 2 第 4 項において準用する同法第 5 0 条の 2 の規定により次の指定介護機関から廃止の届出があったので、同法第 5 5 条の 2 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律第 1 4 条第 4 項においてその例によるものとされた生活保護法第 5 5 条の 2 の規定により告示する。

平成 2 6 年 7 月 1 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問介護)

事業所の名称及び所在地	廃止年月日
阿蘇ホームヘルプ 阿蘇市一の宮町宮地 1 2 1 番地	平成 2 6 年 6 月 2 8 日

(通所リハビリテーション)

事業所の名称及び所在地	廃止年月日
天草社会保険介護老人保健施設 天草市東町 1 0 1 番地	平成 2 6 年 3 月 3 1 日

(短期入所療養介護)

事業所の名称及び所在地	廃止年月日
天草社会保険介護老人保健施設 天草市東町 1 0 1 番地	平成 2 6 年 3 月 3 1 日

(介護老人保健施設)

事業所の名称及び所在地	廃止年月日
天草社会保険介護老人保健施設 天草市東町 1 0 1 番地	平成 2 6 年 3 月 3 1 日

(居宅介護支援事業)

事業所の名称及び所在地	廃止年月日
天草社会保険居宅介護支援センター 天草市東町 1 0 1 番地	平成 2 6 年 3 月 3 1 日

熊本県告示第 7 4 8 号

平成 2 6 年度において熊本県が発注する建設工事のうち地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号。以下「特例政令」という。）が適用される建設工事に係る入札参加者資格を得ようとする者の申請方法等について、特例政令第 4 条の規定に基づき次のとおり告示する。

平成 2 6 年 7 月 1 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 第 1 調達の対象となる建設工事の種類
電気通信工事（建設業法（昭和 2 4 年法律第 1 0 0 号。以下「法」という。）別表第 1 に掲げる「電気通信工事」をいう。）
- 第 2 申請の受付期間
平成 2 6 年 7 月 1 8 日（金）から平成 2 4 年 8 月 1 日（金）までとする。
その後も申請を受け付けるが、この場合は入札に間に合わないことがある。

第 3 申請の方法等

1 申請の要件

本申請は、別に公告する特例政令が適用される建設工事に係る一般競争入札についての競争参加資格確認申請書を提出したときに限り行うことができる。

2 申請書の入手方法

「入札参加者資格審査申請書（建設工事）」（以下「申請書」という。）の入手方法は、第 9 の問合せ先に問い合わせること。

3 申請書の提出方法

申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付し、「入札参加者資格認定通知書」を郵送するため封筒切手（第一種定形郵便物の料金に簡易書留料金を加算した額）を貼った定形封筒とともに、第 9 の提出場所に持参すること。

- (1) 工事経歴書
- (2) 営業所一覧表
- (3) 法第 27 条の 2 第 1 項の規定による審査（以下「経営事項審査」という。）の結果通知書（入札参加者資格の審査の申請をする日の 1 年 7 月前の日の直後の営業年度終了の日以降のもので、直近の審査基準日のもの）の写し
- (4) 建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書
- (5) 申請日の直前の次に掲げる税の納税証明書

ア 申請者が法人である場合は法人税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（課税事業者の場合に限る。）、申請者が個人である場合は所得税並びに消費税及び地方消費税の納税証明書（課税事業者の場合に限る。）

イ 熊本県税 申請者が法人である場合は法人事業税、自動車税その他の県税の納税証明書、申請者が個人である場合は個人事業税、自動車税その他の県税の納税証明書（熊本県内に事業所を有する者に限る。）

4 申請書等の作成に用いる言語等

- (1) 申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。
- (2) 申請書及び添付書類中の金額については、日本国通貨額を記載すること。（外国貨幣額にあっては、出納官事務規程（昭和 22 年大蔵省令第 95 号）第 16 条の外国貨幣換算率により換算した日本国通貨額を記載すること。）

第 4 競争に参加することができない者

次に掲げるもののいずれかに該当する者

- 1 4 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「令」という。）第 167 条の 4 第 1 項に該当する者
- 2 4 令第 167 条の 4 第 2 項に該当すると認められる者で、その事実があった後 2 年を経過しない者
- 3 経営状態が著しく不健全であると認められる者
- 4 申請書又は添付書類において、重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載をしなかった者
- 5 第 1 の建設工事の種類について、法第 3 条の規定による許可を受けていない者
- 6 第 1 の建設工事の種類について、経営事項審査を受けていない者
- 7 国税及び熊本県税の納税を怠っている者
- 8 その他熊本県工事入札参加者資格審査格付要綱（平成 15 年熊本県告示第 221 号）第 3 条各号のいずれかに該当する者

第 5 入札参加者の資格及びその審査

- 1 第 4 の競争に参加することができない者については、入札参加者資格がないと認定する。
- 2 第 4 の競争に参加することができない者以外の者については、申請日の直前に受けた経営事項審査の総合評点の高い順に配列し順位を付して一般競争（指名競争）入札参加資格があると認定する。

第 6 資格審査結果の通知 「入札参加者資格認定通知書」により通知する。

第 7 資格の有効期間及び更新手続

- 1 入札参加者資格の有効期間 資格認定の日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。
- 2 有効期間の更新手続 1 の有効期間の経過後も引き続き入札参加者資格を得ようとする者は、平成 26 年度中に平成 27 年度及び平成 28 年度に係る競争参加者の資格に関する告示を予定しているので、当該告示に従い入札参加者資格の審査の申請をすること。

第 8 その他 1 特定建設工事共同企業体についての申請方法等については、特定建設工事共同企業体により競争を行わせる工事ごとに別に公告する。

2 既に入札参加者資格の申請を行い認定された者は、本告示による入札参加者資格の申請を行う必要はない。

第 9 申請書の提出場所及び問合せ先

郵便番号 862-8570
熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号

熊本県土木部監理課建設業班
電話096-333-2485

熊本県告示第749号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成26年7月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項
機械系コンピュータ室パソコン等 1式
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2の入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し(2)の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問合せ先
熊本県出納局管理調達課管理班
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2581
 - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から平成26年7月25日（金）午後5時までとする。ただし、受付期間終了後も入札日時までに随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
 - (4) 入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
 - (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成28年3月31日までとする。
 - (6) 有効期間の更新手続
(5)の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成28年1月4日から平成28年1月31日（閉庁日を除く。）までに行う。

熊本県告示第750号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により特定計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第21条第2項の規定により告示する。

平成26年7月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 対象となる特定計量器
非自動はかり（計量法施行令（平成5年政令第329号）第5条第1号又は第2号に掲げるものを除く。）、分銅及びおもり
- 2 検査区域
八代市及び氷川町
- 3 検査日等
 - (1) 集合検査

検査日	検査受付時間	検査場所
平成26年8月20日	午前10時から午前11時半まで	氷川町役場
平成26年8月20日	午後1時から午後3時まで	氷川町公民館
平成26年8月21日	午前10時から午後3時まで	八代市鏡支所
平成26年8月22日	午前10時から午後3時まで	八代市鏡支所
平成26年8月26日	午前10時から午後3時まで	八代市東陽支所
平成26年8月27日	午前11時から午後3時まで	振興センター五家荘
平成26年8月28日	午前10時から午後3時まで	八代市泉支所

平成26年8月29日	午前10時から午後3時まで	泉地域福祉センター
平成26年9月1日	午前10時から午後3時まで	千丁公民館
平成26年9月2日	午前10時から午前12時まで	高田公民館
平成26年9月2日	午後1時半から午後3時まで	宮地公民館
平成26年9月3日	午前10時から午前12時まで	郡築公民館
平成26年9月3日	午後1時半から午後3時まで	金剛公民館
平成26年9月4日	午前10時から午前12時まで	八千把公民館
平成26年9月4日	午後1時半から午後3時まで	松高公民館
平成26年9月5日	午前10時から午前12時まで	植柳公民館
平成26年9月5日	午後1時半から午後3時まで	麦島公民館
平成26年9月8日	午前10時から午前12時まで	坂本公民館
平成26年9月8日	午後1時半から午後3時まで	太田郷公民館
平成26年9月9日	午前10時から午後3時まで	八代公民館
平成26年9月10日	午前10時から午後3時まで	八代市役所 配車室前
平成26年9月11日	午前10時から午後3時まで	八代市役所 配車室前
平成26年9月12日	午前10時から午後3時まで	八代市南部市民センター

(2) 所在場所検査

ア 検査日 平成26年8月25日から平成26年9月26日までのいずれかの日

イ 検査場所

特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項1号から第5号までのいずれかに該当する特定計量器の所在の場所

4 検査を実施する指定定期検査機関の名称

一般社団法人熊本県計量協会

公 告

熊本県公告第375号

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第84条第1項の規定により公告する。

平成26年7月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

第1 競争入札に付する事項

- 1 工事番号 平成26年度 危防工第2号
- 2 工事名 熊本県防災行政無線システム再整備工事
- 3 工事場所 熊本県庁外県内一円
- 4 工事概要 熊本県防災行政無線システムの老朽化に伴う機器の更新
 多重無線装置 36区間
 移動系無線装置 中継所18、端末局77、パトロール車等79
 衛星系無線装置 県庁1（送受信設備）、端末局57（TVRO）
 非常用電源装置 県庁1、中継所18、地域振興局等14、端末局70
 新設中継所 8箇所（うち局舎共用3箇所）
 既設設備撤去 一式

5 工期 契約締結日の翌日から平成29年3月3日まで

6 使用する主要な資機材

多重無線装置、衛星通信装置、直流電源装置、発動発電機、パラボラアンテナ

7 予定価格 6,231,600,000円
(入札書比較価格5,770,000,000円)

8 その他

- (1) 本工事は、入札時に技術申請書の提出を求め、技術評価と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価方式の対象案件である。指定期日までに技術申請書を提出しない者は、入札してはならず、技術申請書を提出しなかった者の行った入札は無効とする。技術申請書のうち施工計画書が白紙の場合も、技術申請書の提出がない場合と同じ扱いとする。
- (2) この入札は、電子入札システムを利用して行う入札である。ただし、電子入札システムにより難しい場合は、承認を得て書面による入札方式に代えることができ

- る。
- (3) この入札は、入札前に競争参加資格の審査を行う事前審査型入札である。
- (4) この入札には、低入札価格調査の対象となる基準価格及び低入札価格調査における失格判断となる基準価格を設けている。
- (5) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）第 9 条に定める対象建設工事である。
- (6) 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける VE 方式の対象工事である。

第 2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

1 熊本県における電気通信工事に係る入札参加資格の認定を受けている者とする。ただし、この公告の日において入札参加資格の認定を受けていない者の場合は、次に掲げる条件を満たすことを前提として、入札参加資格の認定申請を受け付けるものとし、その申請方法は、別途告示する平成 26 年熊本県告示第 748 号による。

2 競争参加資格確認申請書の提出期限の日から落札決定の日までの間において次の条件を全て満たす者であること。

建設工事の種類	電気通信工事		
共同企業体の構成員数	4 者		
資格要件	代表構成員（構成員 1）	構成員 2 及び 3	構成員 4
格付等級又は経営事項審査の総合評定値	電気通信工事の総合評定値が 1300 点以上	電気通信工事の総合評定値が 700 点以上	
営業所の所在地	なし		
施工実績に関する事項	平成 12 年度以降、元請けとして完成した国又は都道府県の防災行政無線多重無線設備及び衛星無線設備設置工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は出資比率が 20 パーセント以上のものに限る。）	平成 12 年度以降、元請けとして完成した電気通信工事の施工実績があること。（共同企業体の構成員としての実績は出資比率が 20 パーセント以上のものに限る。）	なし
経営事項審査の審査基準日の期間	平成 25 年 1 月 5 日から平成 26 年 8 月 4 日まで		
配置予定技術者に関する事項	以下の条件を全て満たす技術者を本工事に専任で配置できること。		
	施工経験	平成 12 年度以降、施工実績に掲げる条件を満たす工事で監理技術者又は主任技術者としての経験を有する者（監理技術者又は主任技術者と同程度の施工経験を有する者を含む。） なお、製作現場（工場）の配置予定技術者と据付現場の配置予定技術者が同一でない場合は、各配置予定技術者が、配置予定の業務（製作又は据付）について、施工実績に掲げる条件を満たす工事の施工経験を有すること。	平成 12 年度以降、施工実績に掲げる条件を満たす工事で監理技術者又は主任技術者としての経験を有する者（監理技術者又は主任技術者と同程度の施工経験を有する者を含む。）
資格等	電気通信工事に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者		電気通信工事に関し、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 7 条第 2 号ハ又は第 15 条第 2 号イ（国土交通大臣により同等以上と認定された者を含む。）

その他	に該当する者 当該入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係（競争参加資格確認申請書の提出期限の日以前連続して3か月以上）にある者
3	<p>全ての構成員が、競争参加資格確認申請書の提出期限の日から落札決定の日までの間において、次に掲げる条件を全て満たさなければならない。</p> <p>(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。</p> <p>(2) 2に示す建設工事の種類について、2に示す経営事項審査の審査基準日の期間に属する決算日等を審査基準日とする建設業法第27条の23の規定に基づく経営事項審査が終了し、結果の通知を受けること。</p> <p>(3) 熊本県工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成16年熊本県告示第111号。以下「指名停止要領」という。）に基づく指名停止を受けている期間中又は建設業等からの暴力団の排除に関する合意書に基づく指名除外を受けている期間中でないこと。</p> <p>(4) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があるなど、経営状態が著しく不健全でないこと。</p> <p>(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立を受けて行っている者であつて、当該手続開始決定後、随時の入札参加資格者認定を受けている者であること。</p> <p>(6) 次に掲げる本工事の設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。 受託者名 電設コンサルタンツ株式会社九州支店 本店所在地 東京都千代田区神田錦町三丁目6番地 なお、「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、以下のア又はイに該当する者である。</p> <p>ア 当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者</p> <p>イ 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者</p> <p>(7) 入札に参加しようとする者の間に、以下の基準のいずれにも該当しないこと（基準に該当する者の全てが共同企業体の代表者以外の構成員である場合及び同一の共同企業体に属する場合を除く。）。</p> <p>ア 資本関係 以下のいずれかに該当する二者の関係にある場合。ただし、会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社（以下「子会社」という。）又は子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社（以下「再生手続が存続中の会社」という。）である場合を除く。 (ア) 会社法第2条第4号に規定する親会社（以下「親会社」という。）と子会社の関係にある場合 (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合</p> <p>イ 人的関係 以下のいずれかに該当する二者の関係にある場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合を除く。 (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社役員を現に兼ねている場合 (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任されたる管財人を現に兼ねている場合</p> <p>ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合 その他上記ア又はイと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合</p>
4	<p>共同企業体の結成に当たり次に掲げる条件を全て満たすことを要する。</p> <p>(1) 本工事に関し、2以上の共同企業体の構成員でないこと。</p> <p>(2) 代表者は、構成員のうち最大の施工能力を有し、かつ、最大の出資比率の者であること。</p> <p>(3) 全ての構成員が、15パーセント以上の出資比率であること。</p> <p>(4) 本工事について、共同企業体として入札参加者資格の認定を受けること。</p>
5	<p>競争参加資格確認申請書等の提出後に競争参加資格を満たさなくなったとき（同一の技術者を重複して複数工事の配置予定技術者と競争参加資格を満たさなくなったときを含む。）は、わが国に当該申請書の配置予定技術者を配置する競争参加資格を満たさなくなったときは、指名停止要領に基づく指名停止を行うことがある。</p>
第3 1	<p>総合評価に関する事項</p> <p>1 総合評価の方法</p> <p>(1) 総合評価は、技術申請書を提出した者に標準点100点を与え、それに技術評価における評価項目ごとの得点の合計点である加算点（40点満点）及び施工体制評価点（30点満点）を加えたもの（以下「技術評価点」という。）を当該入</p>

札者の入札価格で除し、定数を乗じた次の式で得られた評価値（以下「評価値」という。）をもって行う。

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}(\text{標準点} + \text{加算点} + \text{施工体制評価点})}{\text{入札価格} \times 100,000,000}$$

- (2) 施工体制の構築及び施工内容の実現現実性の向上について審査するため、原則として、予定価格の制限の範囲内で入札を行った者に対して、施工体制に係るヒアリングを実施する。ただし、入札価格が熊本県建設工事低入札価格調査実施要領（平成 16 年熊本県告示第 331 号。以下「低入札価格調査実施要領」という。）に定める低入札価格調査基準価格以上であるときは、ヒアリングを省略する場合があります。

また、入札参加者のうち、低入札価格調査基準価格に満たない入札を行った者に対しては、ヒアリングのための追加資料の提出を求める。

ア 施工体制に係る審査方法の通知

(ア) 期日 平成 26 年 8 月 29 日（金）

(イ) 方法 ヒアリングを行う場合は、ファクシミリにより審査方法を通知する。

イ ヒアリングのための追加資料の提出

(ア) 期間 施工体制に係る審査方法の通知の日から平成 26 年 9 月 3 日（水）午後 5 時まで

(イ) 方法 追加資料の提出（2 部）を求めた場合は、第 4 の入札・契約担当へ持参すること。

ウ 施工体制確認のためのヒアリング

(ア) 期日 平成 26 年 9 月 4 日（木）（予定）

(イ) 方法 ヒアリングを行う場合は、説明者は、熊本県庁に来庁し説明を行うこと。

なお、説明者、詳細な日時及び場所はアにより通知する。

2 評価に関する基準

詳細は入札説明書による。

第 4 入札等担当部局

区 分	担 当 部 局	電 話 番 号 等	住 所
入札・契約 担当	熊本県知事公室危機管理 防災課 危機管理班	TEL 096-333-2112 FAX 096-383-1503	〒 8 6 2 - 8 5 7 0 熊本県熊本市中央区水前寺
技術・監督 担当	熊本県知事公室危機管理 防災課 情報通信班	TEL 096-333-2118 FAX 096-383-1503	六丁目 1 8 番 1 号

第 5 入札日程

入札手続等	期間・期日等	場所・留意事項等
設計図書 の閲覧及び配布	平成 26 年 7 月 18 日（金）から 平成 26 年 8 月 28 日（木）まで	入札情報公開サービスシステムによる。
入札説明会	平成 26 年 7 月 23 日（水） 午後 1 時 3 0 分から	熊本県庁行政棟新館 10 階危機管理防災課 〒 8 6 2 - 8 5 7 0 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号
技術申請書 の資料提出	平成 26 年 8 月 22 日（金）から 平成 26 年 8 月 28 日（木）まで	第 4 の入札・契約担当へ持参又は郵送（書留郵便）によること。
競争参加資格 確認申請書等の提出	平成 26 年 7 月 22 日（火）から 平成 26 年 8 月 4 日（月）午後 5 時まで	電子入札システム、持参又は郵送（書留郵便）によること。
競争参加資格 確認通知	平成 26 年 8 月 14 日（木）まで （予定）	電子入札システム又は郵送による。 （第 1 の 8 の (2) により書面による入札を行う者に対しては郵送によるが、競争参加資格申請書等を持参又は郵送する際に、郵送するための郵便切手（第一種定形郵便の料金に書留料金を加算した額）を貼った定形封筒を添付すること。）
競争参加資格 がないと認め た理由の説明 要求	競争参加資格確認通知の日から 平成 26 年 8 月 20 日（水）まで	第 4 の入札・契約担当へ持参又は郵送（書留郵便）によること。

上記要求に対する回答	平成 26 年 8 月 29 日(金)まで	書面による。
質問書の提出	平成 26 年 7 月 18 日(金)から平成 26 年 8 月 21 日(木)まで	第 4 の入札・契約担当へ持参又は郵送（書留郵便）によること。
質問書に対する回答の閲覧	質問書を受理した日の翌日から起算して 2 日以内の日から平成 26 年 8 月 28 日(木)まで	入札情報公開サービスシステムによる。
入札期間	平成 26 年 8 月 22 日(金)から平成 26 年 8 月 28 日(木)午後 5 時まで	電子入札システムによること。 入札金額と一致した工事費内訳書を添付すること。 第 1 の 8 の (2) により書面による入札を行う者は、第 6 の 4 に掲げる事項に留意すること。
開札	平成 26 年 8 月 29 日(金)午前 10 時から	熊本県庁行政棟新館 10 階危機管理防災課 〒 8 6 2 - 8 5 7 0 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目 18 番 1 号
落札者決定通知	平成 26 年 9 月 11 日(木) (予定)	電子入札システムによる。

(注) 持参又は郵送による場合は、期間内に必着とすること。

第 6 その他

1 本工事に係る契約締結については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条に規定する県議会の議決事項であるため、落札決定後、落札者との間で仮契約を締結し、県議会の議決後、本契約となる。

2 契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

3 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金は、免除する。

(2) 契約保証金は、請負金額の 10 分の 1 以上を納付するものとする。ただし、国債若しくは県債（利付債に限る。）の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

なお、6 の (2) による低入札価格調査実施要領に基づく調査を受けた者については、請負金額の 10 分の 3 以上を納付するものとする。

4 入札方法等

(1) 競争参加資格が承認された者は、電子入札システムにより、第 5 に示す入札期間に入札すること。

書面による入札の場合は、入札書を競争参加資格確認通知書及び紙入札移行承認願（県の承認印のあるもの）の写しとともに、又は、競争参加資格確認通知書及び紙入札方式参加承認書（県の承認印のあるもの）の写しとともに第 5 に示す開札日時及び場所へ持参すること。なお、郵送による場合は、第 5 に示す期間内に、第 5 に示す場所へ郵送（書留郵便）すること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札執行回数は、1 回とする。

5 入札の無効

熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）第 8 条に該当する入札、競争参加資格のない者のした入札、競争参加資格確認申請書等の提出書類に虚偽の記載をした者のした入札その他入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消すものとする。

なお、競争参加資格がある旨を確認された者であるにもかかわらず、開札時に指名停止要領に基づく指名停止を受けている者その他第 2 に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

6 落札者の決定方法

(1) 開札後、熊本県会計規則第 89 条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で有効な入札をした者について、第 3 の 1 の (1) に示す評価値（以下「評価値」という。）を算出し、得られた評価値の最も高い者を落札者とする。

(2) 本工事の入札で、低入札価格調査基準価格を下回る入札があった場合においては、落札決定を保留し、低入札価格調査実施要領に基づく調査を行い、調査終了後、落札者を決定し通知する。

なお、その際、当該入札を行った者は、事情聴取等に協力しなければならない。落札者となる者の入札価格が、その者に当り、又はその者と契約を締結することとなさるおそれがあるとき、又はその者と契約を締結することとなさるおそれがあるときは、予定価格の制限内の価格をもつて入札した他の者のうち最高の評価値をもつて入札した者を落札者とする。複数ある場合は、技術評価点の高い者を落札者とし、技術評価点が高くなる場合は、電子入札システムによる電子くじにより落札者を決定する。

(3) 有効な入札を行った者で評価値の最も高い者が複数ある場合は、技術評価点の高い者を落札者とし、技術評価点が高くなる場合は、電子入札システムによる電子くじにより落札者を決定する。

7 契約書作成の要否及び支払条件
 契約書を作成するものとし、支払条件は、熊本県公共工事請負契約約款（平成 23 年熊本県告示第 3 4 9 号の 1 4）によるものとする。

8 入札者が 1 者のときは、この入札を取りやめる。

9 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける VE 方式の対象工事であり、契約締結後、請負額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、県に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合は、請負代金額の変更を行うものとする。

10 その他詳細は入札説明書による。

第 7 Summary

- 1 Subject matter of the contract
Re-maintenance Construction of The Disaster radio Communication System
- 2 Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification
5:00 P.M. 4 August 2014
- 3 Time-limit for the submission of tenders
5:00 P.M. 28 August 2014
(tenders submitted by mail 5:00 P.M. 28 August 2014)
- 4 Contact point for the notice
Disaster and Crisis Management Administration Division,
Department of Governor Direct Control, Kumamoto Prefectural Government,
6-18-1 Suizenji, Chuo-ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture,
ZIP 862-8570, TEL 096-333-2118

熊本県公告第 3 7 6 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。
平成 2 6 年 7 月 1 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
上益城郡益城町大字宮園字辻 6 3 8 番 1 の一部、同 6 3 8 番 2、同 6 3 8 番 3、同 6 3 8 番 4 の一部、同 6 3 8 番 5、同 6 3 8 番 6 の一部及び同 6 3 8 番 7 1, 3 2 7. 0 0 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
上益城郡益城町大字赤井 1 3 5 3 番地
城本 千秋

熊本県公告第 3 7 7 号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 3 7 2 号）第 6 条の規定により次のとおり公告する。
平成 2 6 年 7 月 1 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 調達物品及び数量
機械系コンピュータ室パソコン等 1 式
 - (2) 調達物品に係る入札・契約担当部局
熊本県出納局管理調達課調達班
郵便番号 8 6 2 - 8 5 7 0 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目 1 8 番 1 号
電話番号 0 9 6 - 3 3 3 - 2 5 8 0
ファックス番号 0 9 6 - 3 8 1 - 9 0 1 0
 - (3) 調達物品の仕様等

- 機械系コンピュータ室パソコン等仕様書（以下「仕様書」という。）による。
- (4) 納入期限
平成26年10月31日
- (5) 納入場所
熊本県菊池郡菊陽町原水4455-1
熊本県立技術短期大学校
- (6) 入札方式(紙入札併用案件)
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、4(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、熊本県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札はできない。
ア 入札参加者側のシステム障害により電子入札の続行が不可能と認められる者
イ 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備をしている者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (7) 入札金額
入札金額は、本調達物品購入に要する費用の総額（配送費等納入に要する一切の費用を含む。）とする。落札決定に当たっては、入札書の金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額により入札すること。
- (8) 仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）及び熊本県電子入札(物品調達・業務委託等)運用基準の規定を準用する。
- (9) 最低制限価格の設定
この入札は、最低制限価格を設けない。

2 入札参加者の必要な資格に関する事項

- 次の(1)から(5)までに掲げる条件の全てを満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）により入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「物品」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのおり競争入札参加資格審査申請を受け付ける。また、入札参加資格を有している者で、本入札に参加するため登録内容の変更が必要な場合は、入札参加資格申請内容変更届を次のアの期以降以降にも随時受け付けるが、この場合は、登録内容の変更が3(3)の競争入札参加資格確認申請の提出期間の末までに間に合わないことがある。
ア 競争入札参加資格審査申請書（入札参加資格申請内容変更届を含む。）受付期間
公告の日から平成26年7月25日（金）午後5時まで
イ 競争入札参加資格審査申請書提出先
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本中央区水前寺六丁目18番1号
ウ 競争入札参加資格申請書等の様式、手引等
熊本県庁ホームページの管理調達課ページの各種様式からダウンロードする。
エ 提出の方法
イの提出先へ本公告の写しを添付のうえ持参し、又は郵送するものとする。郵送する場合は、アの受付期間の末までに必着とする。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- (4) 熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止の期間中でないこと。
- (5) 納入しようとする物品の仕様を示す書類を熊本県立技術短期大学校へ提出し、審査を受け、本調達物品の仕様に適合している証明（4(2)により取得することのできる本入札に係る様式（以下「入札関係様式」という。）のうち「仕様適合証明願(書)」による。）を受けた者であること。なお、熊本県立技術短期大学校の審査を受ける期間中は、公告の日から平成26年8月7日（木）午後5時までとする。ただし、受付期間が終了した後も当該審査を随時受け付けるが、この場合には、証明が3(3)の競争入札参加資格確認申請書の提出期間の末までに間に合わない場合もある。

3 入札参加のための確認申請

- (1) 提出書類
この入札に参加を希望する者は、2(2)から(5)までに定める条件を満たす者であること
この確認を受けるため、入札関係様式のうち次に掲げる書類を提出すること。
ア 競争入札参加資格確認申請書

- イ 2(5)の仕様適合証明願(書)
- (2) 提出方法
電子入札システムにより入札する場合は、(1)ア及びイの書類を電子入札システムにより、1つのファイルに集約のうえ提出すること。ただし、(1)アに添付する(1)イの書類の電子データの容量が3メガバイトを超える等、1つのファイルに集約できない場合は、(1)アの書類に(1)イの書類の提出方法等を記入のうえ電子入札システムにより提出し、(1)イの書類は、(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。なお、入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して提出された競争入札参加資格確認申請は、無効とする。紙入札により入札する場合は、(1)ア及びイの書類を書面で(3)の提出期間内(必着)に郵送(書留郵便に限る。)又は持参により提出すること。
- (3) 提出期間
公告の日から平成26年8月25日(月)午後5時まで
- (4) 提出先
1(2)の入札・契約担当部局
- (5) 確認結果の通知
電子入札システムでの提出があった場合は電子入札システムにより、書面での提出があった場合は競争入札参加資格確認結果通知書により通知する。
- 4 入札手続等
- (1) 入札手続及び入札仕様に対する質問の受付期間
1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から平成26年8月25日(月)午後5時まで受け付ける。
- (2) 仕様書及び入札質問に対する回答の閲覧並びに入札書等の様式、入札説明書の取得
入札情報公開サービスシステム及び1(2)の入札・契約担当部局において公告の日から平成26年8月29日(金)まで行う。
- (3) 入札の方法
- ア 電子入札システムによる入札の方法
電子入札システムによる入札確認結果の通知を受けた日から平成26年8月28日(木)午後5時までに電子入札システムにより入札すること。
- イ 紙入札による入札の方法
- (ア) 日時 平成26年8月29日(金)午前10時
- (イ) 場所 1(2)の入札・契約担当部局
- (ウ) 入札書の提出方法
入札関係様式のうちくじ番号を記載した入札書(代理人が入札するときは、くじ番号を記載した入札書及び委任状)を(ア)の日時に(イ)の場所へ持参し提出すること。ただし、郵送により提出を行うときは、平成26年8月28日(木)(必着)までに1(2)の入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と朱書し、中封筒の表に調達物品の名称及び開札日時を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」と朱書したうえで、調達物品の名称を朱書し、中封筒の中に入札関係様式のうち再入札書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時等
開札は、電子入札システムにおいて(3)イ(ア)の日時に行う。ただし、紙入札方式による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立会い(郵送により入札書を提出した場合などこれらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない県の職員)のもとに(3)イ(イ)の場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札の回数及び再入札の日時等
入札回数は、2回までとする。1回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は開札時刻の1時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (6) 入札の無効
次のアからエまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
- ア 本競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 紙入札方式による入札において委任状を提出しない代理人のした入札
- ウ 紙入札方式による入札において記名押印を欠く入札
- エ 紙入札方式による入札において金額を訂正した入札
- オ 紙入札方式による入札において誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- カ 明らかに連合によると認められる入札
- キ 紙入札方式による入札において同一事項の入札について他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者の入札

- ク 紙入札方式による入札において2以上の意思表示をした入札
- ケ 紙入札方式による入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
- コ 民法（明治29年法律第89号）第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
- サ 電子入札システムによる入札において入札執行（開札）日までに指名停止措置その他の指名の取消事由に該当した者の入札
- シ 電子入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
- ス 電子入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者のICカードを使用して行った入札
- セ その他入札に関する条件に違反した入札

(7) 入札の中止等

入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

(8) 落札者の決定方法

開札後、熊本県会計規則（昭和60年熊本県規則第11号）第89条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。

(9) 入札保証金

免除する。

5 契約について

(1) 契約書の作成の要否

要

(2) 契約の締結期限

平成26年9月12日

(3) 落札者からの契約締結の申出期限

平成26年9月5日

(4) 契約保証金

ア 契約保証金を納付する場合

契約をしようとする者は、次のとおり、熊本県会計規則第77条第1項の規定により契約金額の100分の10以上の金額（現金に代え、国債、県債、鉄道債券その他の政府の保証のある債券、銀行が振り出し、若しくは支払保証をした小切手又は銀行若しくは契約担当者が確実に認める金融機関（銀行を除く。）の保証でも可）を、入札関係様式に定める契約保証金納入書を添えて納付しなければならない。また、契約保証金は、契約上の義務を履行し、入札関係様式に定める契約保証金還付請求書を県に提出したときに還付する。

(ア) 納付期限 5(3)の期限

(イ) 納入場所 1(2)の入札・契約担当部局

イ 契約保証金の納付の免除を希望する場合

次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。

(ア) 契約をしようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約（当該保険の保険期間の終日は、契約期間以降とする。）を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

(イ) 契約をしようとする者が、過去2年の間に国（独立行政法人及び国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人を含む。）とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行したことを証する書類を提出したとき。（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）

ウ 契約保証金の納付の免除を希望する者は、次の契約保証金の免除の申請に必要な書類を提出し、承認を受けること。

(ア) 提出書類 入札関係様式のうち契約保証金免除申請書

(イ) 添付書類

イ(ア)に該当する場合には、履行保証保険証券

イ(イ)に該当する場合には、入札関係様式に定める履行証明願(書)

(ウ) 提出期限 5(3)の期限

(エ) 提出場所 1(2)の入札・契約担当部局

6 その他

(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) この調達は、世界貿易機構（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受けける。

7 問合せ

(1) 入札の調達物品の内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認等入札の内容全般に関すること。

熊本県出納局管理調達課調達班

電話番号 096-333-2580

- (2) ファックス番号 096-381-9010
競争入札参加資格審査申請に関すること。
熊本県出納局管理調達課管理班
電話番号 096-333-2581
- (3) ファックス番号 096-381-9010
電子入札システムの操作方法に関すること。
くまもと県市町村電子入札コールセンター
電話番号 096-373-2032
ファックス番号 096-370-5455
受付時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）

8 S u m m a r y

- (1) Name and quantity of the products to be purchased:
Personal computers in computer room of Mechanical Engineering Departments
Complete set
- (2) Delivery period:
October 31st, 2014
- (3) Delivery Place:
Kumamoto Prefectural College Of Technology
4455-1 Haramizu Kikuyou Machi Kikuchi Gun Kumamoto Prefecture
869-1102, Japan
- (4) Date and Place for tender:
Date: August 29th, 2014, 10:00 a.m.
Place: Kumamoto Prefectural Government Treasury Bureau,
Management and Purchasing Division
(2nd floor of Prefectural Government Main building)
- (5) Name of Department in Charge of Bidding Contract:
Management and Purchasing Division Treasury Bureau
Kumamoto Prefectural Government
6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto City, Kumamoto Prefecture
862-8570, Japan
Phone: 096-333-2580
- (6) Time -limit for tender by mail (Registered only) :
Tender must arrive no later than August 28th, 2014
- (7) Other:
Language: Japanese
Currency: Japanese Yen

登載依頼

熊本県教育委員会訓令第 4 号

本庁各課
各地方機関
各県立学校

熊本県教育委員会行政文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。
平成 26 年 7 月 18 日

熊本県教育委員会委員長 米澤 和彦

熊本県教育委員会行政文書管理規程の一部を改正する訓令
熊本県教育委員会行政文書管理規程（平成 24 年 3 月 31 日教育委員会訓令第 4 号）の
一部を次のように改正する。

別表第 1 記号（第 15 号条関係）の 3 県立学校「熊本県立荒尾高等学校 荒高」、
「熊本県立南関高等学校 南高」、「熊本県立牛深高等学校 牛高」、「熊本県立河浦高
等学校 河高」、「熊本県立芥明高等学校 芥明高」、「熊本県立芥洋高等学校 芥高」
の項を削り、「熊本県立玉名高等学校 玉高」の項の次に「熊本県立岱志高等学校 岱高」
の項を、「熊本県立天草高等学校 天高」の項の次に「熊本県立牛深高等学校 牛深高」
の項を、「熊本県立南稜高等学校 南稜高」の項の次に「熊本県立天草拓心高等学校 天
拓高」の項を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この訓令は、平成 26 年 8 月 1 日から施行する。
（熊本県立学校の公文書記号の特例）
- 2 この訓令の施行の日から平成 29 年 3 月 31 日までの間においては、次の表の左欄
に掲げる熊本県立学校の公文書の記号は、別表第 1 の規定にかかわらず、それぞれ同
表の右欄に掲げるとおりとする。

熊本県立荒尾高等学校	荒高
熊本県立南関高等学校	南高
熊本県立牛深高等学校	牛高
熊本県立河浦高等学校	河高
熊本県立芥明高等学校	芥明高
熊本県立芥洋高等学校	芥高

鹿本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第1号

平成26年度第1回鹿本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成26年7月18日

鹿本地域保健医療推進協議会救急医療専門部会長

- 1 開催日時
平成26年7月30日（水）午後2時30分から午後4時まで
- 2 開催場所
山鹿市山鹿1026-3
熊本県鹿本地域振興局 中会議室
- 3 議題
(1) 救急告示医療機関の更新審査について
(2) 山鹿市新型インフルエンザ等対策行動計画の策定について
(3) 鹿本地域救急医療圏の設定及び病院群輪番制の運営について
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
山鹿市山鹿465-2
熊本県鹿本地域保健医療推進協議会事務局
(熊本県山鹿保健所総務福祉課内)
(電話0968-48-1202)

熊本県教育委員会告示第9号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり競争入札に参加する者に必要な資格等について告示する。

平成26年7月18日

熊本県教育長 田崎 龍一

- 1 競争入札に付する事項
平成26年度熊本県高等学校産業教育設備整備事業に係るコンピュータ及び関連機器の借入
- 2 入札参加資格
物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「リース・レンタル（OA機器類）」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、(2)の場所に持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課管理班（熊本県庁行政棟本館2階）
郵便番号 862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話 096-333-2581（ダイヤルイン）
 - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
公告の日から平成26年8月4日（月）まで（閉庁日を除く。）の午前8時30分

から午後5時までとする。ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

- (4) 入札参加資格審査結果の通知
資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。
- (5) 入札参加資格の有効期間
入札参加資格の有効期間は、資格審査の結果を通知した日から平成28年3月31日までとする。
- (6) 有効期間の更新手続
前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成28年1月4日から平成28年1月31日（閉庁日を除く。）までに行う。

熊本県教育委員会公告第15号

一般競争入札に付するので地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定により次のとおり公告する。

平成26年7月18日

熊本県教育長 田崎 龍一

1 競争入札に付する事項

- (1) 業務の名称
平成26年度熊本県高等学校産業教育設備整備事業に係るコンピュータ及び関連機器の借入
- (2) 業務に係る入札・契約担当部局
熊本県教育庁教育指導局高校教育課産業教育指導係（熊本県庁行政棟新館6階）
郵便番号 862-8609 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-333-2717
ファックス番号 096-384-1563
- (3) 借入物品及び数量
ア 教育用コンピュータ 172セット
イ サーバ 4セット
ウ その他周辺機器及びソフトウェア 一式
- (4) 借入物品の規格、品質等
要求仕様書による。
- (5) 借入期間
平成26年10月1日から平成32年8月31日まで
- (6) 納入期限
平成26年9月30日（火）
- (7) 納入場所
要求仕様書による。
- (8) 入札方式
この入札は、電子入札システムを使用して行う電子入札対象案件であるが、紙入札による入札ができる。ただし、電子入札システムの利用者登録を既に行っている者については、公告後、次のアからウまでのいずれかに該当し、かつ、5(3)アの電子入札システムによる入札期間内に熊本県電子入札システム紙入札移行承認願を提出し、県の承認を受けた者を除き、紙入札による入札は行わない。不可能と認められる者
ア 登録してある電子入札用電子証明書（以下「ICカード」という。）が失効、閉塞、破損等で使用できなくなり、ICカードの再取得を準備している者
ウ 名称、住所、代表者等の変更によりICカードの再取得を準備している者
- (9) 入札金額
入札金額は賃借料1月当たりの借入代金とする。見積りに当たっては、71月賃借料率で計算すること。落札者決定に当たっては、入札書の金額に当該金額の100分数の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とする。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額により入札すること。
- (10) 業務に係る仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）及び熊本県電子入札（物品調達・業務委託等）運用基準の規定を準用する。
- (11) 最低制限価格の設定
この入札には、最低制限価格は設けない。

2 入札参加者の資格に関する事項

- 次の(1)から(5)までに掲げる条件をすべて満たす者であること。
- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成18年熊本県告示第521号。以下「要綱」という。）により入札参加資格を有すると決定された者のうち業務区分が「リース・レンタル（OA機器類）」に登録されている者であること。なお、入札参加資格を有していない場合は、次のアからエまでのとおり受け付ける。また、入札参加資格を有している者で、本入札に参加するため

- 郵送により提出を行うときは、平成 26 年 8 月 28 日（木）（必着）までに 1 (2) に掲げる入札・契約担当部局へ書留郵便で送付することとする。当該送付においては、封筒は、二重封筒で表封筒に「入札書在中」及び「親展」と、中封筒の表に「業務の名称」及び「開札日時」を朱書し、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」「業務の名称」を朱書し、中封筒の中に再入札書を入れること。
- (4) 開札の方法及び日時
開札は電子入札システムにおいて(3)イ（ア）の日時に行う。ただし、紙入札方式による入札をした者がいる場合は、当該入札に参加した者又はその代理人の立ち会い（郵送により入札書を提出した場合などこれらの者が立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない県の職員）のもとに(3)イ（イ）の場所で開札を行うものとする。
- (5) 入札の回数及び再入札の日時等
入札回数は 2 回までとする。1 回目の開札後に落札者が決定しない場合は、再入札を行うものとする。原則として再入札は開札時刻の 1 時間後に設定するので、電子入札システムで入札を行った者は、電子入札システムにおいて再入札の通知を受けたときから再入札通知書に掲げる日時までに再入札を行うこと。なお、再入札の受付締切日時までに再入札を行わなかった者及び書面により入札書を郵送した者で再入札書の提出がなかったものは、再入札を辞退したものとみなす。
- (6) 入札の無効
次のアからオまでのいずれかに該当する入札は、無効とし、既に行った入札の引換え、変更及び取消しをすることはできない。落札者が無効の入札を行ったことが判明した場合は、その落札の決定を取り消すものとする。
ア 熊本県競争契約入札心得第 8 条各号のいずれかに該当する入札
イ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条の錯誤による入札であると入札執行者が認めた入札
ウ 電子入札において入札金額等必要な事項が入力されていない入札
エ 電子入札において入札及び熊本県との契約の締結権限のない者の IC カードを使用して行った入札
オ 紙入札において入札書にくじ番号の記入がない入札
- (7) 入札の中止等
入札に参加する者が連合し、又は不穏な行動をなした場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札の参加者を入札に参加させず、入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (8) 落札者の決定方法
開札後、熊本県会計規則（昭和 60 年熊本県規則第 11 号）第 89 条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。この場合において、落札者となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、電子入札システムによる電子くじを実施し、落札者を決定する。
- (9) 入札保証金
免除する。
- 6 契約について
- (1) 契約書作成の要否
要
- (2) 契約の締結期限
落札者の決定の日から起算して 10 日（熊本県の休日（平成元年熊本県条例第 10 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日数は、算入しない。）を経過した日
- (3) 落札者からの契約締結の申出期限
落札者の決定の日から起算して 5 日（熊本県の休日（平成元年熊本県条例第 10 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる日数は、算入しない。）を経過した日
- (4) 契約保証金
契約をしようとする者は、次のア及びイのとおり、契約担当者が指定する日時までに熊本県会計規則第 77 条第 1 項の規定により、契約金額（1 月当たりの賃借料）を借入金月数（7 1 月）を乗じた額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならぬ。ただし、契約保証金の納付は、同条第 2 項各号に規定する担保の提供をもって代えることができ、同規則第 78 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除することができる。
- ア 納付期限 6 (3) に掲げる期限
イ 提出場所 1 (2) に掲げる入札・契約担当部局
- 7 その他
(1) 入札、契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
(2) この調達は、世界貿易機関（WTO）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
- 8 問合せ
(1) 入札の業務内容、仕様書、確認申請、紙入札移行承認など入札の内容全般に関すること
（本公告に係る入札・契約担当部局）
熊本県教育庁教育指導局高校教育課産業教育指導係

電話番号 096-333-2717
 ファックス番号 096-384-1563
 (2) 競争入札参加資格審査申請に関すること
 熊本県出納局管理調達課管理班
 電話番号 096-333-2581
 ファックス番号 096-381-9010
 (3) 電子入札システムの操作方法に関すること
 くまもと県市町村電子入札コールセンター
 電話番号 096-373-2032
 ファックス番号 096-370-5455
 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで（日曜日、土曜日、国民の祝日
 に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、1月2日、1月3日
 及び12月29日から12月31日までの日を除く。）

9 Summary
 (1) Name and quantity of commodity
 172 personal computers
 4 servers
 A set of peripheral equipments and
 software
 (2) Deadline to supply commodity
 September 30th, 2014
 (3) Place to supply commodity
 Shown in the bid explanation form
 (4) Date and place to submit bidding pro
 posal
 August 29th, 2014, 10:00 a. m.
 Senior High School Education Divisi
 on, 6th floor, New building Prefectural Of
 fice of Kumamoto
 (5) Deadline to submit bidding proposal
 by mail
 August 28th, 2014
 (6) Language and currency to be used for
 bidding
 Japanese language and currency only
 (7) Name of the department in charge of
 this bidding contract
 Senior High School Education Divisi
 on
 Board of Education Prefectural Offi
 ce of Kumamoto
 6-18-1 Suizenji, Chuo ku, Kumamoto Cit
 y, Kumamoto Prefecture, 862-8609, Japan
 Phone: 096-333-2717 Fax: 096-384-1563

熊本県環境審議会公告 第4号

第52回熊本県環境審議会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成26年7月18日

熊本県環境審議会
会長 篠原 亮 太

- 1 開催日時
平成26年7月28日（月） 午前10時から午前11時30分まで
- 2 開催場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁本館5階 審議会室
- 3 会議内容
(1) 審議事項
ア 熊本県環境影響評価条例の改正について
- 4 傍聴者の定員
5人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催時刻までに当該審議会の会場において、審議会事務局の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は、会場にて午前9時30分から先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県環境審議会事務局（熊本県環境生活部環境局環境立県推進課）
（電話096-383-1111 内線7321）